

08 ダイバーシティ コミュニティ (Community)

1 生活・雇用に関するセーフティネットの強化

1 生活困窮者自立支援制度の充実

(提案要求先 厚生労働省)

(都所管局 福祉局)

多様な課題を抱える生活困窮者に対し、地域において総合的な支援が実施できるよう、安定的かつ十分な財源確保を図るとともに、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。

また、ハローワークが自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。

生活に困窮する方への効果的な支援策を早急に示すとともに、生活困窮者自立支援法の運用に当たっては、その実施が円滑に進むよう、引き続き地方自治体の意見を十分に取り入れること。

<現状・課題>

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、区市等が実施主体となり、自立相談支援事業などの必須事業に加え、地域の実情に合わせて、居住支援、就労準備支援、子どもの学習・生活支援などの任意事業を実施している。自立相談支援機関が対応する相談者の課題は、経済的困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定など多様化・複合化しており、地域において関係機関と連携しながら、総合的な支援を行う体制整備は重要である。

そういった体制整備のためには、安定的かつ十分な財源確保が必要であるが、各事業の補助基準額については、地方自治体の人口規模等に依じて上限が設定されており、各種の事業を積極的に取り組む自治体ほど、基準額とのかい離が大きくなる。また、任意事業は必須事業と比べて国の補助率が低く、各自治体において実施体制を整備・拡充するに当たっては、地方負担が大きくなりやすい構造となっている。

加えて、自立相談支援機関には、食料の確保が困難な状態で相談に至る方も来所しているが、中核事業である自立相談支援事業においては、食料購入費や購入に係る人件費が国庫負担の対象に含まれておらず、自立相談支援機関が、積極的に食料支援に関与することが難しい状況にある。食料支援は、相談者の身近な地域で行われることが望ましく、都は、食料支援の拠点を設置する区市町村に対してフードパントリー設置事業やフードパントリー緊急支援事業を実施するなど、区市町村や民間団体等による食料支援の取組を支援してきた。一方で、これらの取組に対する国の財政支援は、例年、補正予算の範囲にとどまっており、安定

化しているとは言い難い。

また、居住支援強化に係る対応や関係機関との連携強化等が求められており、各自治体における任意事業を含む取組が段階的に増加していくことが見込まれる中、相談員を増配置する必要性が高まっている。併せて、生活困窮者支援の質を確保するため、相談支援員等に対する継続的な人材育成も不可欠である。

一方で、実施主体を都道府県に移管後も国が実施する従事者養成研修については、自立相談支援事業や就労準備支援事業等の任意事業を含め、必要とされる従事者数に見合った実施規模が確保されていない。

さらに、現在都道府県が行う研修に対する国の財政措置が不十分であることに加え、養成研修の更なる移管や研修体系の見直しによる都道府県の財政負担の増大が懸念される。

就労訓練事業については、令和元年度から非雇用型の利用者向けの傷害保険加入料等を補助できることとなったが、事業所に対する経済的インセンティブ支援としては不十分であり、生活困窮者を受け入れることが困難となっている。

また、平成 30 年の改正法では、自治体に対し認定就労訓練事業所の受注の機会の増大を図るように努めることとされたが、その促進に向けた効果的、具体的な方策が示されていない。

多様な課題を抱える生活困窮者の就労自立を促進するためには、就労準備支援や就労訓練を経た上で、ハローワークの雇用開拓、職業紹介機能を有効に活用し、一般就労を実現していく必要がある。

さらに、物価高騰等の影響により、より厳しい状況に立たされている生活困窮者への効果的な支援策について更に検討し、それを早急に示すとともに、生活困窮者自立支援法の運用にあたっては、その実施が円滑に進むよう、引き続き実施主体の区市等の意見を十分踏まえるべきである。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響による失業や休業に伴い収入が減少した生活困窮者を対象とした生活福祉資金の特例貸付の貸付件数は、緊急小口資金で約 25 万件、総合支援資金では約 40 万件となっており、借受人への償還免除や償還猶予の案内を含め償還業務、フォローアップ支援を適切に実施する必要がある、国は確実に財源措置をするべきである。

< 具体的要求内容 >

(1) 実施主体である区市等において、生活困窮者に対する総合的な支援が実施できるよう、国庫負担・補助基準額の更なる引上げ並びに就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業の補助率引上げを含め、十分な財源確保を図ること。

また、相談支援員の増配置等による負担増に対する支援を行うこと。

(2) 自立相談支援機関において、より積極的に食料支援を行えるよう、食料購入費や関連する人件費を、国庫負担の対象とすること。また、区市町村や民間団体等を通じた食料の支援に対して、安定的な財政支援を行うこと。

(3) 実施主体を都道府県に移管後も、国が実施する従事者養成研修について、自立相談支援事業、就労準備支援等の任意事業の従事者の必要数を踏まえ、必要な実施規模を確保すること。

また、都道府県において、今後移管される養成研修の対応や、更なる研修

体系の充実が図れるよう必要な財源の確保を図ること。

- (4) 就労訓練事業の実施事業所の確保に向け、自治体による受注の機会の増大も含め、民間事業者の積極的な参入を促進するための効果的、具体的な対策を講じること。
- (5) ハローワークにおいて、自治体に設置した常設窓口や巡回相談等のワンストップ型の支援を充実させるとともに、自治体との連携を強化し、生活困窮者に対する実効性のある就労支援を実施すること。
- (6) 物価高騰等により、より厳しい状況に立たされている生活困窮者への効果的な支援策について検討し、その内容を早急に示すこと。
- (7) 生活困窮者自立支援法の運用に当たり、その実施が円滑に進むように、引き続き実施主体である地方自治体の意見を十分に取り入れること。
- (8) 生活福祉資金の特例貸付における償還業務とフォローアップが終了するまでの都道府県社会福祉協議会の事務体制に対する事務費を国が責任を持って確実に財源措置すること。

参 考

○令和7年度の都内区市の超過負担の状況（国庫負担・補助金協議時点）

区分	自立相談支援事業	就労準備支援事業	家計改善支援事業	シェルター事業	地域居住支援事業	学習・生活支援事業
所要額が基準額を超える区市	5区3市	2区	1市	2区	2区	5区4市
平均超過率	43.6%	33.0%	5.2%	14.1%	22.9%	32.4%

※自立相談支援事業については、上記以外の1市においても人口規模等により適用される基準額を超過していたが、厚生労働省との個別協議の結果、基準額が引き上げられている。

○令和7年度の生活困窮者自立支援制度人材養成研修受講者枠と申込状況（東京都）

	主任相談支援員養成研修	相談支援員養成研修	就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修	家計改善支援員養成研修	居住支援事業支援員養成研修	子どもの学習・生活支援事業支援員養成研修
受講者枠	28人	56人	52人	39人	9人	17人
受講申込者数	23人	83人	50人	58人	43人	22人

※受講者枠は、厚生労働省から東京都に割り当てられた人数

○居場所機能等の充実に関する都内区市の検討状況

	実施したい	検討中
区	4	12
市	2	7
合計	6	19

（平成28年2月調査）

○就労訓練事業等の認知度、就労訓練事業の認定取得意向

就労訓練事業等の認知度	構成比	就労訓練事業の認定取得意向	構成比
就労準備支援事業及び就労訓練事業の両方について知っている	18.4%	認定を取得する意向あり	3.0%
就労準備支援事業についてのみ知っている	2.9%	類似事業を実施するが、認定は取得しない予定	0.8%
就労訓練事業のみ知っている	3.9%	事業（類似事業を含む）は、実施しない予定	47.4%
就労準備支援事業も就労訓練事業も、ともによく知らない	74.0%	検討中／わからない	47.0%
無回答	0.8%	無回答	1.8%
合計	100%	合計	100%

出典：「就労準備支援事業及び就労訓練事業（中間的就労）に関するアンケート調査等報告書」（平成26年12月東京都福祉保健局）。アンケート回答数1,079社／4,000社

○都内自治体のハローワーク常設窓口、巡回相談、就職支援ナビゲーターの状況

区分	区	市	合計
自治体常設窓口	19か所	4か所	23か所
巡回相談	23か所	18か所	41か所
就職支援ナビゲーター	69人	27人	96人

※就職支援ナビゲーターは、ハローワークと自治体常設窓口を合わせた人数
（令和8年4月末時点）

○生活福祉資金特例貸付件数

緊急小口資金	総合支援資金		
	初回	延長	再貸付
256,482	190,134	95,220	116,441

2 権利擁護の推進

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

- (1) 日常生活自立支援事業について、将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 頼れる身寄りがいない高齢者等を対象とする新たな第二種社会福祉事業について、法の施行までに民間事業者を含む多様な主体が取り組むべき要件や基準を規定するなど、利用者が安心できる適正な事業運営の確保策を示すこと。また、事業の実施に必要な財源を確保すること。
- (3) 単身高齢者等が将来の不安等について身近な地域で相談できる支援体制の整備に対し財政支援を行うこと。
- (4) 成年後見制度利用促進基本計画の求める地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能を整備するために、区市町村に対し十分な財政支援を行うこと。

<現状・課題>

日常生活自立支援事業については、生活困窮者自立相談支援事業等補助金の「その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」に位置付けられているが、今後の認知症高齢者の増加等に伴い、ニーズの拡大が見込まれることから、将来的な財源不足が危惧される。都では、都内全域に専門員を配置しており、事業継続のためには安定した人件費の確保が不可欠である。

令和7年12月の社会保障審議会福祉部会において示された報告書では、頼れる身寄りがいない高齢者等を対象に生活上の課題に関する支援を行う事業を、無料又は低額の料金で利用できる事業として新たに第二種社会福祉事業に位置付けることとしている。そこで、利用者への良質なサービス提供の観点から、民間事業者を含む多様な主体（以下、「事業者等」）に対して、死後事務における履行確認等の業務について予めマニュアル等により適切な取組方法を示し、自主的対応を促進していくことで、法の施行時における適正な事業運営の確保策を講じる必要がある。また、事業者等は、事業の開始に当たって都道府県知事へ届出を行い、知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行うことができることとしていることから、適正な書類審査や実効性を伴った指導、処分等を行うために、事業者等が取り組むべき要件や基準を省令等で規定する必要がある。さらに、

都道府県社会福祉協議会に対しては日常生活自立支援事業と同様、この新たな事業を安定的に実施するために十分な財源が必要になる。

国は、令和6年度から、単身高齢者等の生活上の課題に対応するため、相談窓口の整備等に取り組む市町村に直接、財政支援を行うモデル事業を立ち上げたが令和7年度末をもって終了した。区市町村が主体となることで、地域のニーズに応じた包括的支援体制や部門間ネットワークの中で連携して対応できるため、都は、令和6年度より、区市町村における相談支援体制の整備を推進する事業を展開しているが、今後も継続的に取り組むには、安定的かつ十分な財源が必要である。

成年後見制度について、国は、第二期成年後見制度利用促進基本計画において、市町村が、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みとしての地域連携ネットワークを作っていく必要があるとし、家庭裁判所とも連携の上、自発的に取り組むことを求めている。また、法制審議会民法部会において成年後見制度の改正に向けた審議が進められている中、令和7年12月の社会保障審議会福祉部会では、権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務とし、その事務を担う中核機関を法定化することが示されていることから、実施主体である区市町村に対しては十分な財政支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 日常生活自立支援事業の今後の利用実績の増加を見据え、人件費等将来にわたり事業実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 新たな事業の利用者が安心してサービスを受けられる環境を整備するため、死後事務における履行確認等の業務について、早期にマニュアル等により適切な取組方法を示し、法施行までに自主的対応を促進することで、事業者等が適正な運営を確保できるようにすること。また、都道府県が、実効性の伴った指導等を行うことで、トラブルの防止や解消が図られるよう、事業者等が取り組むべき要件や基準を省令等で規定すること。さらに、都道府県社会福祉協議会に対しては、現行の日常生活自立支援事業と同様、新たな事業を安定的かつ継続的に実施できるよう十分な財源を確保すること。
- (3) 区市町村を主体とした単身高齢者等への相談支援体制の整備に取り組む都道府県に対し財政支援を行うこと。
- (4) 成年後見制度について、成年後見制度利用促進基本計画の求める福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能の整備に取り組む区市町村に対し、安定的かつ十分な財政支援を行うこと。

参 考

○都内認知症高齢者数

区分	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 推計 (2030年度 推計)
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ	約13万人	約14万人
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上	約36万人	約41万人
計	約49万人	約55万人

出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査」
(令和5年3月)

○都内の日常生活自立支援事業の利用実績

年度	契約件数	相談件数
平成29年度	3,608 (1,429)	205,090
平成30年度	3,753 (1,521)	214,393
令和元年度	3,839 (1,603)	207,352
令和2年度	3,976 (1,585)	214,123
令和3年度	4,123 (1,597)	228,314
令和4年度	4,290 (1,526)	235,185
令和5年度	4,236 (1,591)	242,707
令和6年度	4,300 (1,582)	245,863
令和7年度	4,397 (1,497)	246,142

※契約件数の()内は生活保護受給者で内数

○都内の成年後見制度利用者数

後見	保佐	補助	任意後見	合計
19,231人	5,260人	1,821人	563人	26,875人

出典：東京家庭裁判所提供資料(令和7年12月31日時点)

○都内の成年後見制度推進機関の設置自治体数(令和7年度末時点)

成年後見制度推進機関の設置自治体	53区市町村(内訳:23区、26市、3町、1村)
------------------	--------------------------

○都内の社会貢献型後見人養成講習修了者数(令和7年度末時点)

都内の社会貢献型後見人養成講習修了者数	2,935人
---------------------	--------

2 生活福祉施策の推進

1 低所得者に対するエアコン設置に係る支援

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

熱中症対策として低所得世帯へのエアコン設置促進に取り組む自治体に対し財政支援すること。

また、生活保護受給者については、必要な方に購入設置経費を一時扶助として支給が可能となるようにするとともに、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を含め、高騰する光熱水費の需要を生活扶助基準に反映させること。

<現状・課題>

令和7年3月の内閣府消費動向調査によると、低所得世帯におけるエアコン保有率は全世帯平均よりも低い傾向が示されている。

都は、予想される夏の猛暑に備え、都民の命と健康を守る対策を迅速に講じるため、低所得世帯（被保護世帯を除く）及び一時扶助の対象とならない被保護世帯への、エアコン設置促進に取り組む区市町村等を支援する補助事業を、令和8年度に限り実施することとした。

被保護世帯における冷房器具の取扱いについては、生活保護の実施要領が改正され（平成23年7月19日付社援発0719第2号厚生労働省社会・援護局長通知）、生活保護受給者が冷房設備を購入するために貸付金を利用した場合、当該貸付金は収入認定除外し、その償還金は収入から控除する取扱いとされた。この取扱いについては、平成26年7月の実施要領の改正において、保護費以外の収入の有無にかかわらず、該当する全ての生活保護受給者に生活福祉資金の貸付けを認め、それにより購入することができるように改められた。

これにより、保護費以外の収入がない者についても、家具什器の破損等により緊急に当該物品を購入する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合には、家具什器の購入の道が開かれることになるが、償還金は、生活費の中から捻出しなければならない。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（平成30年6月27日付社援発0627第1号厚生労働省社会・援護局長通知）により、一時扶助における家具什器費について、冷房器具の購入に必要な費用の支給が認められた。

しかしながら、その対象は、平成30年4月1日以降に、保護開始時や転居時において冷房器具の持ち合わせがない場合等の要件を満たした者に限られている。そのため、現行制度では、平成30年3月31日以前に保護開始となった世帯の多

くは、熱中症予防が特に必要と判断される者がいる場合であっても、冷房器具の購入に必要な費用の支給を受けられない。

また、令和9年度から家庭用エアコンの新たな省エネ基準により、価格帯に変化が生じる可能性があることから、生活保護における現行の一時扶助費では冷房器具の購入が困難となることが危惧される。

東京消防庁管内の熱中症による救急搬送人員は、令和3年以降増加しており、中でも65歳以上の高齢者の割合が半数以上を占めている。熱中症予防のためには冷房器具で室温をこまめに調節すること等が有効であり、都としても、東京都熱中症対策ポータルサイトなどにより普及啓発に取り組んでいる。冷房器具の効果的な使用を担保するとともに、最低限度の生活を維持するため、高騰する光熱水費を生活扶助基準に反映させる必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 熱中症対策として低所得世帯へのエアコン設置促進に取り組む自治体に対し財政支援すること。
- (2) 健康維持管理上、冷房器具を必要とする生活保護受給者については、保護開始時や転居時において持ち合わせがない場合等に限らず、実施機関の判断により購入設置経費を一時扶助として支給が可能となるようにすること。
- (3) 一時扶助費の上限額については、新たな省エネ基準に対応した冷房器具の価格に見合ったものとする。
- (4) 健康維持管理及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を含め、高騰する光熱水費の需要を生活扶助基準に反映させるなど、措置を講ずること。

参 考

過去5年間の年齢区別の救急搬送人員（各年6月～9月）

（単位：人）

年齢区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年度	前年増加率
5歳以下	18	40	36	39	42	107.7%
6～12歳	91	171	229	186	185	98.9%
13～15歳	92	128	194	165	176	106.7%
16～18歳	104	169	195	178	196	110.1%
19～64歳	1,282	2,276	2,770	2,999	3,751	125.1%
65歳以上	1,827	3,229	3,688	4,426	4,853	109.6%
合計	3,414	6,013	7,112	7,993	9,203	115.1%

（出典：東京消防庁）

2 民生委員・児童委員活動の環境整備

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

民生委員・児童委員の担い手確保に向けた措置を講じるとともに、デジタル活用を含めた活動環境の整備に対し十分な財政支援等を行うこと。

<現状・課題>

令和7年の民生委員・児童委員一斉改選の結果、全国の定数の合計に対する充足率は91.7%で、一斉改選ごとに充足率が低下する傾向に歯止めがかからない状況である。

高齢化の進展や地域住民が抱える課題の複雑化・複合化等により地域と福祉機関との橋渡しを行う民生・児童委員の役割の重要性が高まる中、働きながら活動する方も増えており、担い手不足への対応策を早急に講じる必要がある。

都は、令和8年度から企業等協力金支給事業を開始し、民生・児童委員を雇用する企業に対し活動しやすい環境整備を求め、活動と仕事の両立を後押しするため、民生・児童委員を雇用する企業等に対し、委員1人当たり10万円を支給することとしている。また、幅広い世代での担い手の掘り起しや認知度向上に向けターゲット別の動画制作等を行うこととしている。

国においては、地域の取組への支援として、令和6年度に、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」の対象事業に「(5)地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策」が追加された。

しかしながら、(5)を実施する場合の拡充額は、都道府県は60万円、区市町村は最大90万円に留まり、既に他の事業で当該補助金(1)～(4)を活用している自治体においては十分とは言い難く、改善が必要である。

また、近年は福祉分野でもICT化、DX化が進んでおり、厚生労働省においても、効率的な取組事例の情報提供を行うなど、民生・児童委員活動にオンライン等を活用した事務負担の軽減を推進している。都では、令和4年度に実施した全委員に対するデジタル機器の配布以降、オンライン会議や研修受講、活動報告など委員活動への利用が進んでいるが、さらに委員活動に役立てていくためには、地域の実情に応じたデジタル活用の取組が重要である。

民生・児童委員活動のデジタル化には、機器導入や維持継続のための経費のほか、端末やシステムの選定・導入、操作支援や情報リテラシー研修等、デジタル化を推進する体制が必要であり、財政力等により自治体間の取組状況に差が生じる恐れがある。このため、財政面や技術面での支援が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 喫緊の課題である担い手不足について、検討会の設置などにより、課題の整理と対策の検討を行うとともに必要な措置を講じること。
- (2) 民生・児童委員の負担軽減や担い手を確保できるよう、活動と仕事の両立の後押しや、委員の認知度向上など、活動環境の整備に取り組む都道府県や区市町村に対し十分な財政支援を行うこと。

- (3) 区市町村が地域の実情に応じて行う民生委員・児童委員活動のデジタル活用の取組に対し、財政支援や技術支援を行うこと。

参 考

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」

- (1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握
- (2) 地域住民の活動支援・情報発信等
- (3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- (4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- (5) 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

【国庫補助基準額】

- (ア) 事業分類(1)から(4)の事業を実施する場合

都道府県：1自治体当たり10,000千円

市区町村：以下の人口区分ごとに定める額

人口区分	国庫補助基準額
人口5万人未満	1自治体当たり4,500千円
人口5万人以上10万人未満	1自治体当たり6,000千円
人口10万人以上50万人未満	1自治体当たり9,000千円
人口50万人以上	1自治体当たり15,000千円

- (イ) 事業分類(5)の事業を実施する場合

都道府県：1自治体当たり10,600千円

市区町村：以下の人口区分ごとに定める額

人口区分	国庫補助基準額
人口5万人未満	1自治体当たり4,800千円
人口5万人以上10万人未満	1自治体当たり6,400千円
人口10万人以上50万人未満	1自治体当たり9,500千円
人口50万人以上	1自治体当たり15,900千円

【負担割合】

- (ア) 事業分類(1)から(4)の事業を実施する場合：国2分の1、実施主体2分の1

- (イ) 事業分類(5)の事業を実施する場合

- ① 実施主体が市区町村（指定都市、中核市を除く）の場合：

国2分の1、都道府県4分の1、市区町村4分の1

- ② 実施主体が都道府県、指定都市又は中核市の場合：

国2分の1、実施主体2分の1

3 職業紹介事業の充実

(提案要求先 厚生労働省)
(都所管局 福祉局)

福祉事業者が安定的に福祉人材を確保できるよう、中央福祉人材センターが運営する求人・求職サイト「福祉のお仕事」の抜本的な機能改善を図り、都道府県福祉人材センターにおける無料職業紹介事業の機能強化に取り組むこと。

また、有料職業紹介事業者認定制度が実効性のあるものとなるよう、必要な措置を講じること。

<現状・課題>

都は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）に基づき、社会福祉法人東京都社会福祉協議会を東京都福祉人材センター（以下「都センター」という。）として指定し、法第 94 条に定める業務を委託している。そのうち福祉分野に特化した無料職業紹介事業については、インターネット上での求職活動が主流となっていることに加え、求職者の意識変化等により、都センターへの求職登録及び求人登録はいずれも減少傾向にあり、職業紹介実績も漸減している。

また、各都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）は、全国社会福祉協議会の中央福祉人材センターが運用する求人・求職サイト「福祉のお仕事」（以下「福祉のお仕事」という。）を使用して就職あっせん業務を行うこととされているが、登録した求職者に対して個別にメール送付等のアプローチができる機能が実装されていないことや、端末の外部持ち出しが禁じられ、面接相談会等で利用できないなどの制約があり、求職者への効果的な働きかけができていない。さらに、広告等で目にする民間の有料職業紹介事業者（以下「紹介事業者」という。）と比べ、都道府県センターの認知度は低い。加えて、都道府県センターへの来所者など相談者に対してはハローワークの求人を紹介することは可能となっているものの、ハローワークの求人情報を「福祉のお仕事」へ取り込むことはできないため、「福祉のお仕事」を自身で閲覧・利用する求職者は、ハローワークの求人情報を活用することができない。そのため、福祉事業者は、同じ公的機関であるハローワークに求人票を出しながら、都道府県センターへも求人票を出す必要があり、求人票管理の事務負担も大きい。

一方で、経費をかけ創意工夫を凝らし紹介実績を上げている紹介事業者が多数存在しているが、福祉事業者が紹介事業者を活用する場合には、公定価格である介護報酬等から紹介手数料を捻出せざるを得ない。

国においても、「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度」（以下「認定制度」という。）の創設や、手数料率実績の公開の義務化などの措置を講じているが、ホームページで公表されている紹介手数料率実績は個別ページを見る形であり、一覧性のある掲載方法となっておらず、また、早期

離職時の返戻金割合の公表も義務化されていない。そのため、福祉事業者が紹介事業者の紹介手数料や返戻金を比較して選択することが難しく、紹介事業者間の競争原理が働きにくい状況となっている。

また、認定制度で認定されている介護・保育分野事業者の数は全国合計で 40 社程度にとどまっているとともに、現行の認定制度は医療・介護・保育分野に限定され、公表される認定職種も生活支援員や児童指導員などが含まれていない。

こうした課題により、認定制度の「適正な事業者を見える化し、安心して選択できる」という目的を十分に果たしているとは言い難い。

< 具体的要求内容 >

(1) 無料職業紹介事業の機能強化について

「福祉のお仕事」については、より効果的な求職者へのアプローチを可能とするとともに、求職者の利便性と無料職業紹介事業の効果の向上のため、また、福祉事業者の採用事務負担の軽減のため、国としてハローワークの求人票と「福祉のお仕事」の求人票を一体的に運用できる効率的な仕組みを検討し、機能改善を強力に後押しすること。

また、より多くの求職者の目に留まるよう、SEO対策の強化やインターネット等による広告に取り組むこと。

あわせて、都道府県センターの無料職業紹介の利用促進や継続的利用に繋がるよう、求職者にとってインセンティブとなる方策を検討し創設すること。

(2) 認定制度の実効性の確保について

福祉事業者が安心して適正な紹介事業者を選択できるよう、紹介手数料率等の条件を比較・判断し易くするなど、福祉事業者にとって実効性の高い制度に見直すこと。

また、認定制度の周知を抜本的に強化するとともに、認定職種に生活支援員等を追加すること。あわせて、適正な紹介事業者の増加に向け、認定を受ける意義やメリットを紹介事業者に分かりやすく示すこと。

3 自殺対策の充実

(提案要求先 こども家庭庁・厚生労働省)
(都所管局 保健医療局・子供政策連携室)

都道府県及び区市町村が若年層などの自殺対策に係る取組を強化していくため、交付金の補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保し、各自治体の実情を踏まえ必要額を確実に配分すること。自殺対策基本法に基づく子供などに係る取組を推進する上で必要となる、自治体における体制整備等に係る経費についても支援すること。

<現状・課題>

令和7年の全国の自殺者数は、統計開始以降初めて2万人を切り減少傾向にあるものの、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させるという、自殺総合対策大綱の数値目標の達成は見通せない状況である。また、令和7年の全国の小中高生の自殺者数は過去最多を更新するなど極めて深刻な状況にあり、都道府県及び区市町村が実施する取組の維持・強化が求められている。

そうした中で、自殺対策に係る都道府県及び区市町村の財政負担は一段と増している。都道府県及び区市町村は、平成26年度までは補助率10分の10の地域自殺対策緊急強化補助事業により自殺対策を実施してきたが、平成27年2月に地域自殺対策強化事業（交付金）が創設されて以降、若年層対策事業をはじめとする多くの事業で補助率が引き下げられている。直近では、補助率10分の10の地域特性重点特化事業の申請額に上限が設けられるなど内容の見直しが行われた。

都道府県及び区市町村が自殺総合対策計画に基づき地域の状況に応じて実施する取組が維持・強化されるためには、国からの高い補助率での継続的な財政支援が必要である。

加えて、改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）により、令和8年4月から、地方自治体は子供の自殺防止に係る必要な協議を行う協議会を設置することができるとされるなど、自治体には更なる取組が求められている。改正法に基づく取組を推進する上で、都内区市町村における体制整備、専門知識や技量・経験を有する人材の確保が大きな課題となっており、国からの財政的支援が必要である。

<具体的要求内容>

都道府県及び区市町村が若年層などの自殺対策に係る取組を総合的に強化していくため、交付金の補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保し、各自治体の実情を踏まえ必要額を確実に配分すること。自殺対策基本法に基づく子供などに係る取組を推進する上で必要となる、自治体における体制整備等に係る経費についても支援すること。